

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

令和 7 年度監査委員監査結果報告の提出について

(公印管理に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

公印管理に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属^(注)

総務局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局及び市会事務局

(注) 総務局は、監査の対象事務を所管する所属として対象とした。また、本市が保有する公印の大部分は、大阪市公印規則（昭和 30 年規則第 48 号）に定められているところ、個別の規程に定められている公印を保有する 4 局を加えて実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 公印管理が適切に行われず、市民からの信用が失墜するリスク	ア 公印管理に関する規程、マニュアル等を適切に整備・周知するとともに、監理・指導を適切に行っているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3
	イ 公印管理に関する規程、マニュアル等に沿って適切に手続が行われているか。	指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4 指摘事項5
(2) 過去に判明した不適切な事態が改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に判明した不適切な事態が改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 公印管理に関する規程を適切に整備するよう是正を求めたもの

【水道局、教育委員会事務局及び行政委員会事務局に対して】

大阪市公印規則では、公印は、市長等が作成する文書に表示することにより、当該文書が真正であることを認証することを目的とするものであるとされ、同規則には公印の名称、ひな型、書体、寸法等、公印の管理に関し必要な事項が定められている。

本指摘の対象となる公印についても、図表-1のとおり公印管理に関する各規程（以下「規程」という。）に公印の名称、ひな型等が定められている。

図表－1 各所属が定める規程等

所属	規程の名称	条項	内容
水道局	大阪市水道局公印、記章及び証票規程(昭和27年水道事業管理規程第6号)	第2条の3	(別表第1) 公印の名称、書体、寸法、用途 (別表第2) ひながた
教育委員会事務局	大阪市教育委員会公印規則(昭和36年教育委員会規則第4号)	第3条	(別表第1) 公印の名称、書体、寸法、用途、監守者 (別表第2) ひな型
行政委員会事務局	大阪市人事委員会公印規則(昭和45年人事委員会規則第2号)	第3条	(別表第1) 公印の名称、書体、寸法 (別表第2) ひな型
	大阪市選挙関係事務執行規程(昭和53年選挙管理委員会告示第26号)	第6条	(第2号様式) ひな型

今回の監査において、実際の公印の印影と規程に定められた内容を比較したところ、次のとおりであった。

(1) 水道局

- 「総務部長印」、「工務部長印」、「水質試験所長印」及び「場長印(柴島浄水場・庭窪浄水場・豊野浄水場)」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。
- 「納入通知書専用局長印」及び「水道料金等領収局長印」について、規程の書体と異なっていた。
- 「施設保全センター所長印」及び「水質試験所長印」について、現行の組織名称と異なっていた。

水道局によると、「総務部長印」については、当該公印を新調後、規程改正を行った際に、現存する公印と異なる配列で規定したため、ひな型と異なる文字の配列になっており、「工務部長印」、「水質試験所長印」、「場長印(柴島浄水場・庭窪浄水場・豊野浄水場)」、「納入通知書専用局長印」及び「水道料金等領収局長印」については、ひな型と文字の配列が異なる理由及び書体が異なる理由は不明とのことであった。なお、「総務部長印」、「工務部長印」、「水質試験所長印」及び「水道料金等領収局長印」については、近年使用実績がなく、廃止を検討しているとのことであった。

また、「施設保全センター所長印」及び「水質試験所長印」については、令和6年度に組織改正が行われたが、別途廃止を検討しており、廃止しなかった場合には、現行の組織名称に対応した公印に新調する予定とのことであった。

これらは、公印の新調・廃止に当たり、あわせて規程を整備することの必要性について認識が不十分であったこと及び規程のひな型等と公印の印影を一致させておく必要性について認識が不十分であったことが原因である。

(2) 教育委員会事務局

- 「教育委員会教育長職務代理者印」について、規程の寸法と異なっていた。
- 「教育委員会教育長印（学校運営支援センター用）」及び「教育委員会教育長職務代理者印」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。
- 「教育委員会印（一般文書用）」（縦版）について、規程のひな型に記載のある文字が公印にはなかった。
- 「教育委員会事務局印」（縦版）について、廃印台帳^(注)の簿冊に綴り替えられており、実態として廃止の取扱いとなっていたが、規程には当該公印の記載が残っていた。

(注) 廃印台帳とは、廃止した公印の公印台帳に廃止年月日を記入したもの。

教育委員会事務局によると、公印の印影と規程の内容とが異なる理由及び廃止の取扱いとなっている公印が規程に残っている理由は不明とのことであった。

これらは、公印の新調・廃止に当たり、あわせて規程を整備することの必要性について認識が不十分であったこと及び規程のひな型等と公印の印影を一致させておく必要性について認識が不十分であったことが原因である。

(3) 行政委員会事務局

- 「人事委員会委員長職務代理者印」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。
- 「選挙長の印」を定める大阪市選挙関係事務執行規程について、当該印を押印した文書の真正性を第三者に証するためには、同規程にひな型だけではなく、書体及び寸法についても定めを置くべきところ、その定めがなかった。

行政委員会事務局によると、「人事委員会委員長職務代理者印」について、実態は把握していたものの、ひな型と文字の配列が異なる理由は不明であり、大阪市人事委員会公印規則第5条において準用する大阪市公印規則第3条の2の規定内容からすると、規則上、職務代理の場合であっても委員長印を使用することになっているため、当該公印の使用を予定しておらず、実務上問題がないと認識していたとのことであった。なお、当該公印は廃止を検討しているとのことであった。

また、「選挙長の印」について、規程に書体及び寸法の定めがない理由は不明とのことであった。なお、現時点において支障は生じていないが、他都市の状況を確認しながら規程改正の必要性を検討していくとのことであった。

これらは、規程のひな型等と公印の印影が一致しているかの確認が不十分であったこと及び公印に関する規程において定めておくべき事項の認識が不十分であったことが原因である。

上記（１）から（３）までについて、現状では、規程と公印の印影が異なることや規程に書体及び寸法が定められていないことにより、公印を押印した文書の真正性が担保されないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項１]

1. 水道局及び教育委員会事務局は、本指摘の対象となった公印について、規程のひな型等と公印の印影の相違を解消するよう、整備されたい。
2. 水道局及び行政委員会事務局は、本指摘の対象となった公印のうち、使用予定のない公印については廃止を検討し、廃止しない場合は規程と公印の印影が合致するよう整備されたい。
3. 教育委員会事務局は、廃止の取扱いとなっている公印について、速やかに規程を改正されたい。
4. 行政委員会事務局は、「選挙長の印」について、書体及び寸法を新たに定める等、規程を改正されたい。

2 公印台帳を適切に整備するよう是正を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

教育委員会において使用する公印については、大阪市教育委員会公印規則第8条において、教育委員会事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）に公印台帳を置くことと、当該台帳に登録すべき印影等の必要事項を記した様式について定められている。

また、教育委員会事務局が作成する学校事務の手引き（文書編）では、校園長が公印台帳を総務課まで提出することが記載されている。

今回の監査において、公印台帳を確認したところ、次のとおりであった。

- 学校園の一部の公印台帳が総務課に提出されていなかった。
- 学校園の一部の公印台帳の印影欄に、規程のひな型に定められていない個人の印鑑、割印、契印等が押印されていた。

教育委員会事務局によると、今回の監査で確認した学校園の公印台帳は、令和5年度に公印台帳の更新を行うに当たり、全学校園から改めて提出されたものであるが、個々の公印台帳の提出状況及びその内容を確認できていなかったとのことであった。

また、公印台帳の印影については、学校園の担当者の認識不足により、個人の印鑑等が誤って押印されたものであるとのことであった。

これらは、公印の意義や重要性について認識が不十分であったこと及び公印台帳管理の重要性・必要性について認識が不十分であったことが原因である。

現状では、公印管理が適切に行われず、公文書の真正性に疑念をもたれるリスクがある。
したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

教育委員会事務局は、直ちに学校園から提出された公印台帳を確認し、不備のあった学校園に対して必要な指導を行い、学校園において公印と台帳を照合の上、公印台帳を適切に整備されたい。また、同様の誤りが生じないような仕組みを構築されたい。

3 廃印台帳を適切に整備するよう是正を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

廃印台帳とは、廃止した公印（以下「廃印」という。）の公印台帳に廃止年月日を記入したもので、教育委員会事務局においては、廃印台帳を総務課で保管することとしており、廃印台帳によって、廃印の個数や廃棄時期等の管理を行うこととしている。そのため、公印を廃止した際は、公印台帳に廃止年月日を記入し、公印台帳の簿冊から廃印台帳の簿冊へと綴り替えを行う必要がある。

また、大阪市教育委員会公印規則第10条において、公印の使用を廃止した日から、公印の種類に応じて無期又は5年間保管しなければならないが、保存期限を経過した公印は、焼却その他適当な方法で廃棄しなければならないことが定められている。

今回の監査において、教育委員会の廃印台帳及び廃印を確認したところ、次のとおりであった。

- 廃印台帳と廃印の数が一致しなかった。
- 一部の廃印台帳に廃止年月日が記載されていなかった。

教育委員会事務局によると、公印台帳が重複して作成され廃印台帳の簿冊に綴り替えを行った可能性があるものや、廃印台帳の簿冊への綴り替えを行っていないものがあるとのことであった。

また、廃止年月日については、過去の経緯を確認できる資料がなく、把握できていないとのことであった。

これらは、公印の重要性についての意識が希薄であり、公印台帳及び廃印台帳の管理が不十分であったこと及び廃印台帳の管理に関する明確なルールもなかったことが原因である。

現状では、廃印台帳が適切に整備されず廃印の個数及び廃棄時期が適切に管理されないことにより、廃印を紛失するリスク及び保存期間満了前に廃棄するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

教育委員会事務局は、廃印時における手続を整備の上、関係職員に周知するとともに、公印台帳及び廃印台帳を適切に整備し、管理する仕組みを構築されたい。また、整備された廃印台帳に基づき廃印を適切に管理されたい。

4 公印廃止の手続について改善を求めたもの

【水道局に対して】

水道局において使用する公印については、大阪市水道局公印、記章及び証票規程第7条において、公印の廃止をしようとするときは、あらかじめ公印新調・廃止協議書により法務監査担当課長と協議の上、水道局長の決裁を受けなければならないことが定められている。

今回の監査において、令和6年度以降に廃止された公印を確認したところ、「水道局長印（電子公印）」について、当該公印を取り扱うお客さまサービス課では、法務監査担当課長との公印廃止に係る協議を行い、承認を受けていたものの、局長の決裁を受けていなかった。

水道局によると、お客さまサービス課では、法務監査担当にて局長の決裁を受けた上で公印廃止に係る協議が承認されたものと誤認し、局長の決裁を受けていなかったとのことであった。

これは、公印廃止に係る手続についての理解が不十分であったことが原因である。

現状では、公印廃止に係る意思決定過程について、説明責任を果たせないリスクがある。したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項4]

水道局は、公印廃止に係る意思決定が適切に実施されるよう、定められた手続を関係職員に周知し、運用されたい。

5 公印審査に係る手続について

(1) 公印審査時の確認等を確実に行うよう改善を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

地方自治法第234条第5項において、契約は、普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印した時に確定することが定められている。

また、教育委員会において使用する公印については、大阪市教育委員会公印規則第6条及び第6条の2において、文書主任及び公印取扱責任者は、決裁文書の審査を行い、押印を必要とする文書や印影印刷をした文書と照合した上、当該決裁文書に審査を行った旨や公印押印済みの旨を記録しなければならないことが定められている。

今回の監査において、公印の押印を要する決裁文書等を確認したところ、次のとおりであった。

- 教育委員会教育長が締結した一部の契約書において、本来「教育委員会教育長印」を押印すべきところ、誤って「教育委員会印」を押印していた。
- 印影印刷を行った職員証の交付に係る一部の決裁において、定例決裁簿に記載されている押印通数・箇所数と決裁に添付されている職員証交付願や交付予定の職員証（写し）の数とが一致していなかった。

教育委員会事務局によると、契約書に公印を押印する者が公印を取り違えて押印した上、公印取扱責任者が押印箇所を確認する際に印影が異なることを見落とししたとのことであった。

また、職員証の交付に係る決裁については、起案者による必要書類の添付が漏れており、決裁権者、文書主任及び公印取扱責任者も添付漏れに気づけなかったとのことであった。

これらは、公印を押印する者及び公印取扱責任者による印影の確認が不十分であったこと及び起案者による決裁文書の確認が不十分であり、決裁権者、文書主任及び公印取扱責任者によるチェックも不十分であったことが原因である。

現状では、正しい公印が押印されないことにより、公文書の真正性を証明できないリスク及び公印の押印通数・箇所数の確認が正確に行われないことにより、公印が不正使用されるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 5 (1)]

教育委員会事務局は、公印審査に係る手続を改めて関係職員に周知の上、公印取扱責任者等の意識向上を図り、公印を押印した文書の確認、決裁文書と浄書との照合及び公印審査の記録を確実にを行うよう徹底されたい。

(2) 公印審査の記録を確実にを行うよう改善を求めたもの

【市会事務局に対して】

大阪市公印規則第9条第1項第2号及び第3号において、文書主任及び公印取扱責任者は、決裁文書の審査を行い、押印を必要とする文書と照合した上、当該決裁文書に文書主任は審査を行った旨、公印取扱責任者は公印押印済みの旨を記録しなければならないことが定められており、市会事務局において使用する公印については、大阪市会公印規則（昭和53年市会議長決定）第5条において、当該規定を準用することが定められている。

今回の監査において、公印の押印を要する決裁文書等を確認したところ、次のとおりであった。

- 一部の紙決裁文書において、公印審査欄への文書主任や公印取扱責任者の押印がないものがあった。
- 電子決裁文書においては、公印審査の情報をシステム上の決裁に登録する必要があるところ、一部に、標題名が類似する別の決裁に誤って登録しているものや、公印審査の情報を決裁に登録していないものがあった。

市会事務局によると、決裁文書に公印審査に係る記録をすることの重要性について認識していたものの、一部において事務処理が徹底できていなかったとのことであった。

これらは、決裁文書に公印審査に係る記録をしているかの確認が不十分であったことが原因である。

現状では、公印審査の実施に関して、説明責任を果たせないリスクがある。
したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項5 (2)]

市会事務局は、公印審査に係る手続を改めて関係職員に周知の上、公印審査に係る決裁文書への記録を確実にを行うよう徹底されたい。

第7 その他

留意すべき事項

本監査は、公印管理に関する事務において、令和4年度から令和6年度までの間に複数の所属で不適切な事態が発生したことなどから実施したものであるが、第6に記載のとおり、多数の指摘事項が検出されたところである。

さらに、指摘には至らなかったものの、公印台帳の一部項目において最新化されていないものや、ゴム印等を公印と合わせて公印箱に保管するなど、軽微な不備も散見された。また、公印の真正性に疑義が生じるほどではないものの、摩耗・欠損している公印が見受けられた。

監査対象所属は、公印台帳の記載内容を定期的に点検・更新し、台帳による公印管理が確実に行われるよう取り組まれるとともに、公印と公印以外のものを分けて保管するなど、公印の不正使用を防ぐ環境を整備されたい。また、摩耗・欠損がないかを定期的に確認し、必要に応じて新調するなど、印影が常に鮮明な状態となるよう留意されたい。

加えて、公印の使用状況についても確認したところ、指摘事項1に記載したもののほか、近年使用実績がないものの、廃止の検討がなされないまま、保有されている公印が見受けられた。

監査対象所属は、公印を保有することに伴う、紛失、盗難、不正使用のリスクや、管理する負担等も踏まえ、今後使用する見込みのない公印については、廃止も視野にその必要性を検討されたい。

上述のとおり、公印管理に関する事務について、多数の不備が見られたところであり、全体のおおざなりになっているように思われる。

大阪市公印規則に規定されている公印については、同規則に基づき総務局により定期的に管理状況等の調査が行われているが、それ以外の監査対象所属が管理している公印については、当該調査の対象とはならない。よって、監査対象所属は、公印管理に関する事務について改めて職員に周知の上、自ら定期的に点検・確認するなど、適切な管理・運用に努められたい。

また、総務局は、監査対象とならなかった所属でも同様の事態が生じないよう、本監査結果を参考に、引き続き公印管理状況等の調査を行われたい。